

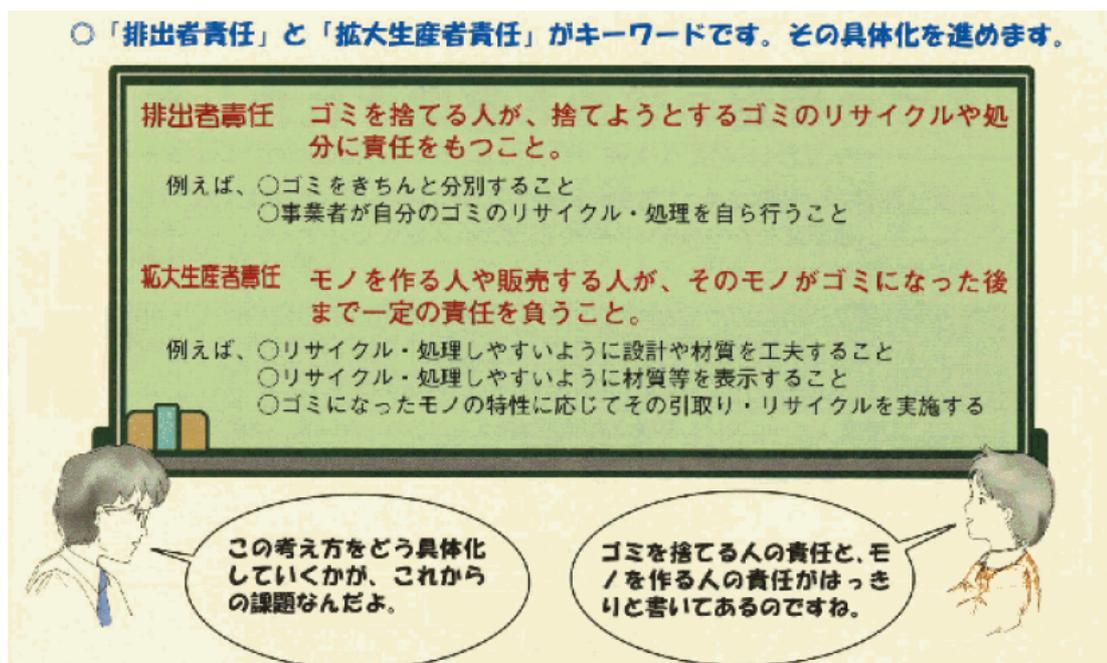
## 2 取組の基本方向

### (1) 拡大生産者責任の徹底

#### (拡大生産者責任を取り巻く現状)

ごみゼロ社会実現のために最も大切なことは、何より「ごみを出さない」ことです。このごみの発生・排出抑制については、廃棄物のより少ない製品の製造・販売、或いは、再使用や再生利用をしやすい製品の製造・販売を行う立場にある製造者や流通・販売事業者等の取組が重要です。このため、循環型社会形成推進基本法において、事業者の「排出者責任」が明確化されるとともに、「拡大生産者責任」の一般原則が確立され、ごみの発生・排出抑制等に関する事業者の責務が明らかにされました。また、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法など各種リサイクル関連法において、個別品目別のごみの発生抑制、リサイクル等に関する事業者の義務が規定されています。

※循環型社会形成推進基本法 PR 用パンフレット（環境庁）から



#### 拡大生産者責任とは?（「平成15年版循環型社会白書」から）

EPR: Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

こうした法律の規定や国民のごみ問題への意識の高まりなどから、事業者においてごみ減量化やリサイクル促進の取組が進みつつあります。

しかし、消費者からすれば、減らすにも限界がある容器包装や使い捨て製品のごみ、交換する部品がないとか修理するより買った方が安いといった理由でごみとして捨てられる製品がまだまだ多く、事業者における製品等の製造・販売段階

での一層の工夫・配慮が望まれます。また、循環型社会の形成に必要な経済社会の仕組みが、十分に制度化されていないといった声もあります。

#### **(さらなる拡大生産者責任の取組推進)**

こうしたことから、今後、国や産業界において今以上に拡大生産者責任の徹底に取り組んでいく必要があります。

一方、こうした事業者の経済活動のあり方に関わる分野については、地方自治体レベルでは有効な対策が講じにくいという面もあり、これまでの県・市町村の取組は十分とは言えない状況です。しかし、国や産業界の取組に期待するだけでは、20年後のごみゼロ社会を展望することはできません。

このため、地方自治体においても、拡大生産者責任の徹底に向けた取組を積極的に推進していくことが重要です。例えば、拡大生産者責任に関する調査研究を行い、事業者への啓発や国、産業界への提言を行うとともに、有機性ごみの地域内循環の促進、地方環境税等経済的手法の活用など、地域で取り組める方策についても具体的な検討を進める必要があります。

#### **(拡大生産者責任の徹底を促す消費者の取組推進)**

また、ごみの発生・排出抑制については、個人の「ライフスタイル」や「消費行動」が大きく関係していますが、これらと事業者の「経済活動」はある意味で背中合わせの関係と言えます。「ライフスタイル」や「消費行動」は「経済活動」の方向に影響を受けやすいという面がありますが、「ライフスタイル」や「消費行動」の変化が「経済活動」に大きなインパクトを与え、新たな商品・技術の開発や企業経営の変革を促す場合もあります。

このため消費者も、よりごみが少なくなるような商品やリサイクルしやすい製品、長く使える製品を購入するとか、壊れても修理して使うなどの行動を積極的にとり、事業者にとって「ごみが出ない」「ごみになりにくい」というのが「いちばんの商品」となるような環境づくりを進める必要があります。

例えば、ごみ減量化に関する消費者への啓発と併せて、製品やサービスについて、そのライフサイクルにおける環境負荷に関する情報の表示を進めるなどにより、グリーン購入を一層推進していくことが求められます。

## (2) 事業系ごみの総合的な減量化の推進

### (事業系ごみを取り巻く現状)

事業系ごみは本来排出した事業者によるその処理責任があり、事業者は、法律やそれぞれの市町村の規定に従い適正にごみを処理しなければなりません。また、自らごみの減量化や分別の徹底、再資源化などに積極的に取り組む必要があります。

こうした中で、事業系ごみについては、総排出量が近年は横ばいの傾向にあり、また、費用負担のあり方や家庭系ごみへの混入、分別の不徹底といった問題を抱えています。少量の事業系ごみの排出事業者へのきめ細かい対応の必要性なども指摘されています。

このため、行政としても、事業者に対する排出者責任の啓発や減量化・再資源化の促進などの対策を積極的に講じる必要があります。一部の市町村では、減量計画書の提出を義務づけるなどの施策を実施していますが十分とは言えない状況であり、減量化等対策の一層の推進が求められています。

(財)三重県生活衛生営業指導センターが平成15年度に取りまとめた「廃棄物の処理の実態調査－アンケート調査報告書」では、以下のような結果が出ています。

\* 調査対象 旅館同業組合や喫茶飲食同業組合など生活衛生営業関連同業組合に所属する4,343の事業者

\* 回収率 53.9%

\* 関連する主な内容

・ごみ処理について…市町村に任せているので、何も考えていない	40.2%
県や市町村・組合の指導を待っている	7.3%
・食品リサイクル法について…知らない	22.2%
法律の説明を聞いたことがない	83.7%
・今後のごみ対策について…何も考えていない	38.4%
公的機関による専用処理施設の建設を希望	28.7%
・今後生ごみ対策の講習会への参加意思…参加する考えはない	49.5%

### (取組の課題)

そこで、今後はまず事業系ごみの実態を把握し、より計画的、効果的に施策を推進していく必要があります。事業系ごみについては、多くの場合、事業者が市町村の許可業者に収集運搬を委託する、或いは、事業者自ら運搬するという形で処理施設に搬入されており、その排出から搬入までの実態が十分把握されていません。

※事業系ごみの収集運搬方法

(数値は、市町村数)

	直営	委託	許可	なし
可燃ごみ	1	0	50	18
不燃ごみ	0	0	42	27
資源ごみ(紙)	0	0	19	50
資源ごみ(金属)	0	0	21	48
資源ごみ(ペットボトル)	0	0	18	51

「一般廃棄物処理事業のまとめ(平成14年度)」から抜粋

- ・直営：市町村が直営で実施
- ・委託：市町村が委託により実施
- ・許可：市町村の許可業者が事業者からの委託を受け実施

費用負担のあり方に関しては、例えば、市町村の事業系ごみ処理手数料の金額が実際の処理コストと比較して低すぎる場合などは、処理責任との兼ね合いから適正かどうかや、ごみの発生抑制インセンティブも働きにくいといった観点から、料金体系の見直しを行うことなどが重要となってきます。

また、家庭系ごみへの混入等への対応として、少量排出事業者の適正な処理を促進するような仕組みづくりや、事業規模・業種を考慮したガイドラインなどを活用したきめ細かい指導・啓発に取り組む必要があります。その際、環境認証の取得など環境保全活動が事業者の経済的な発展につながる環境経営の推進を一体的に進めることが重要です。

また、業種によっては生ごみや紙ごみなどの再資源化に取り組みやすい場合があるため、そうしたものを中心に、分別を徹底し、積極的に再資源化を進める必要があります。

例えば、事業系の生ごみは、比較的均質で一定量がまとまって排出されるため、家庭からの生ごみに比べより効率的、効果的に堆肥化等を進めることが期待できます。

また、オフィスから排出される新聞、段ボール以外の紙ごみやOA用紙については、少量では再資源化のための回収ルートに乗せることが困難ですが、中小の事業者が「オフィス町内会」といった組織を作り一定量を確保することにより、再生利用が可能となります。機密書類などをファイルに綴じた状態でダンボール箱に梱包したまま再生利用している事例もあります。

さらに、上記以外の新たな再資源化の手法の確立等に向け、事業系ごみの再資源化についての技術開発や調査研究などを、産学官の連携により進めることが必要です。

### (3) リユース（再使用）の推進

#### (リユースを取り巻く現状)

リユース（再使用）することは、ごみの発生・排出を抑制するうえで、非常に重要かつ効果的な取組です。リデュース（発生・排出抑制）、リサイクル（再生利用）と合わせて、循環型社会構築のための基本的な取組“3つのR”としてその推進の必要性が叫ばれてきましたが、実態として、自治体や地域のレベルでは十分な取組がなされてこなかったと言えます。

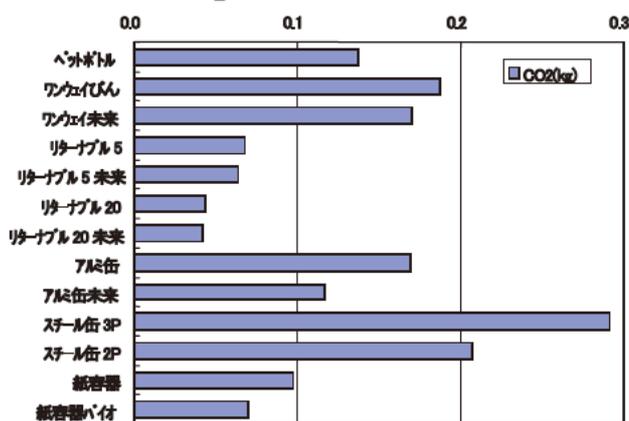
リユースを取り巻く状況を見ると、例えば、飲料容器に関しては近年、缶やPETボトル、紙コップなどの使い捨て容器が急増しており、一升びんやビールびんに代表される再使用可能なびんが大きく減少しています。使い捨て容器については、容器リサイクル法などその回収、再資源化の仕組みも整ってきており、資源化率も向上してきていますが、ごみゼロ社会の実現に向けては、回収・再資源化のためのコストの負担やエネルギー・天然資源の消費などを考えると、「使い捨てからリユースへ」という大きな流れをつくることが不可欠です。

#### 《LCA手法による容器間比較》

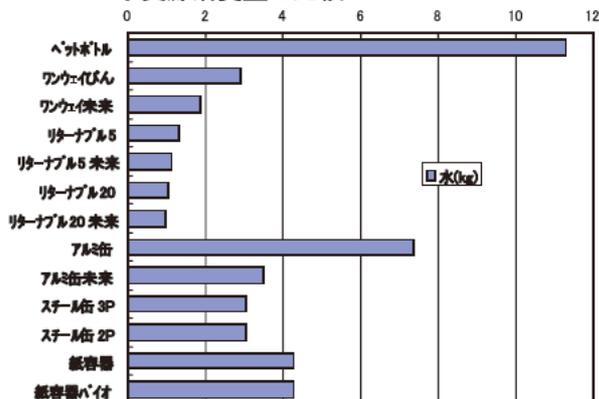
各容器(500ml)のシナリオ設定

	容器の重量	再生原料使用率	容器 to 容器率	カスケード率	埋立て率
PETボトル	32g	0%	0%	32%	67%
ワンウェイびん	190g	52%	54%	6%	38%
ワンウェイびん(未来型)	190g	70%	73%	21%	5%
リターナブルびん	199g	52%	53%	6%	40%
リターナブルびん(未来型)	199g	70%	72%	21%	6%
アルミ缶	15g	60%	58%	19%	22%
アルミ缶(未来型)	15g	81%	88%	0%	11%
スチール缶(3ピース)	78g	0%	0%	87%	12%
スチール缶(2ピース)	43g	0%	0%	87%	12%
紙容器	19g	0%	0%	25%	74%
紙容器(バイオマス)	19g	0%	0%	25%	74%

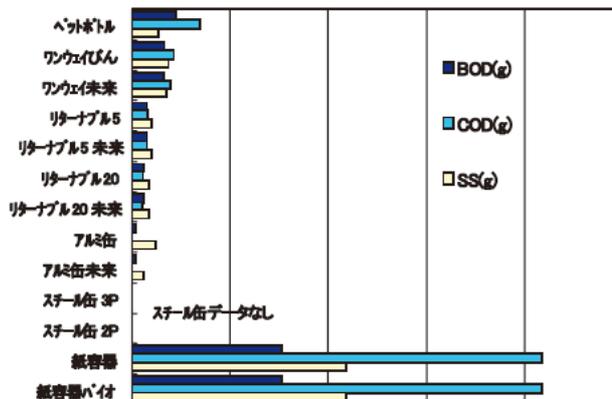
CO<sub>2</sub> 排出量の比較



水資源消費量の比較



水質汚濁物質 BOD,COD,SS 排出量の比較



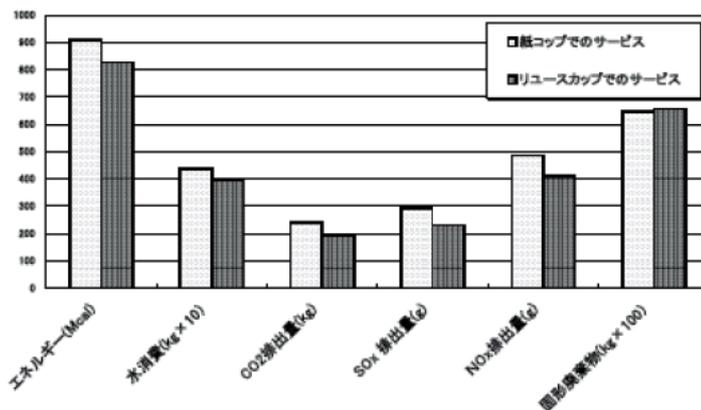
出典:2001.8「LCA手法による容器間比較報告書(改訂版)」容器間比較研究会

#### (リユース容器普及の仕組みづくり)

使い捨て容器のリユースを進めるには、さまざまな課題がありますが、全国各地で、リターナブルびんの良さの再認識や利用の促進、サッカースタジアムやイ

ベント会場等におけるリユースカップシステムの導入、リユース食器や移動食器洗浄機のレンタルサービスの提供など、リユース促進に向けた動きが広がりつつあります。今後こうしたリユース容器普及の仕組みづくりなどの取組を積極的に進めることが必要です。

- リユースカップをイベントなどで繰り返し使うための食器洗浄車が、現在、石川県、札幌市、仙台市などで貸し出しされています。以下はそれを利用した場合と紙コップを使った場合の環境負荷の比較。



左の結果は、食器洗浄車の移動距離、カップの利用個数などにももちろん左右されるが、リユース食器やビールのサーバーなども利用することにより、かなり環境負荷が削減できることが明らかになった。

出典：平成15年度リユースカップ等の実施利用に関する検討調査報告書

図：小規模イベントでゲシルモービル(札幌市のアラエール号)を利用したリユースカップシステムを導入した場合と、紙コップの環境負荷の比較

### (レンタルやリースの推進)

また、一つの製品を多くの人は何回も繰り返し使用することも、リユースを推進するうえで非常に重要です。製品そのものを所有するのではなく、製品の機能だけを利用するシステムを活用することにより、より少ない製品でより多くの人々のニーズを満足させると同時に、ごみとなる使用済み製品を少なくすることが可能になることから、リースやレンタルなどを推進する必要があります。

さらに、同じ製品を長く使い続けることも、ごみの発生を抑えるのにとっても大切なことです。製品が故障したり、古くなって機能に満足できなくなったりしたとき、修理やアップグレードを行い同じ製品をできるだけ長期間使い続けることを、(リユースの一つの形態として) これまで以上に推進していく必要があります。

#### (4) 容器包装ごみの減量・再資源化

##### (容器包装ごみを取り巻く現状)

県内ごみ組成分析調査の結果では、家庭系ごみに占める容器包装類の割合は、以下のようになっています。

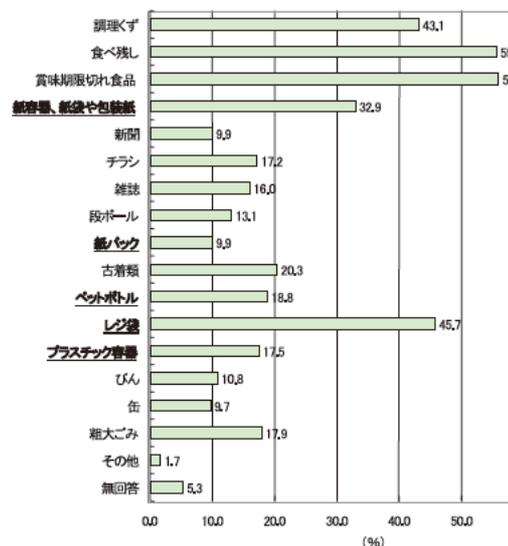
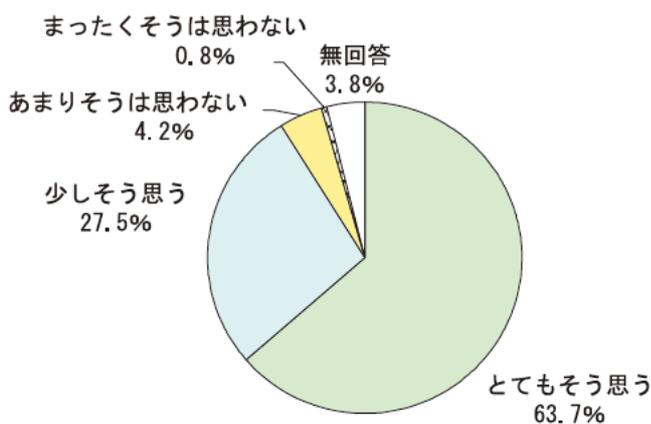
(6市町村の単純平均)	湿重量比	容積比
紙製容器包装	6.0%	13.2%
プラスチック製容器包装	6.4%	23.3%
合計	12.4%	36.5%

さらに、材質別に容器包装類の比率を見てみると、紙ごみについては重量比で27%、容積比で41%を、プラスチックごみについては重量比で87%、容積比で94%を容器包装類が占めています。ごみ減量化のためには、容器包装ごみをいかに減らすかが大きな鍵となります。

また、「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査によれば、容器包装に関する県民の意識は以下のようになっています。このように、容器包装ごみの減量・再資源化については、県民の理解や協力を得ることが十分可能であり、県民の考えるごみ減量化の方向にも沿うものと考えられます。

- 商品についている容器や包装材は、もっと少なくてもいいと思う。(過剰包装感)

- 今後、あなたが、暮らしの工夫によって「家庭から出る量を減らせる」と思えるものはどれですか？



##### (容器包装リサイクル法への対応)

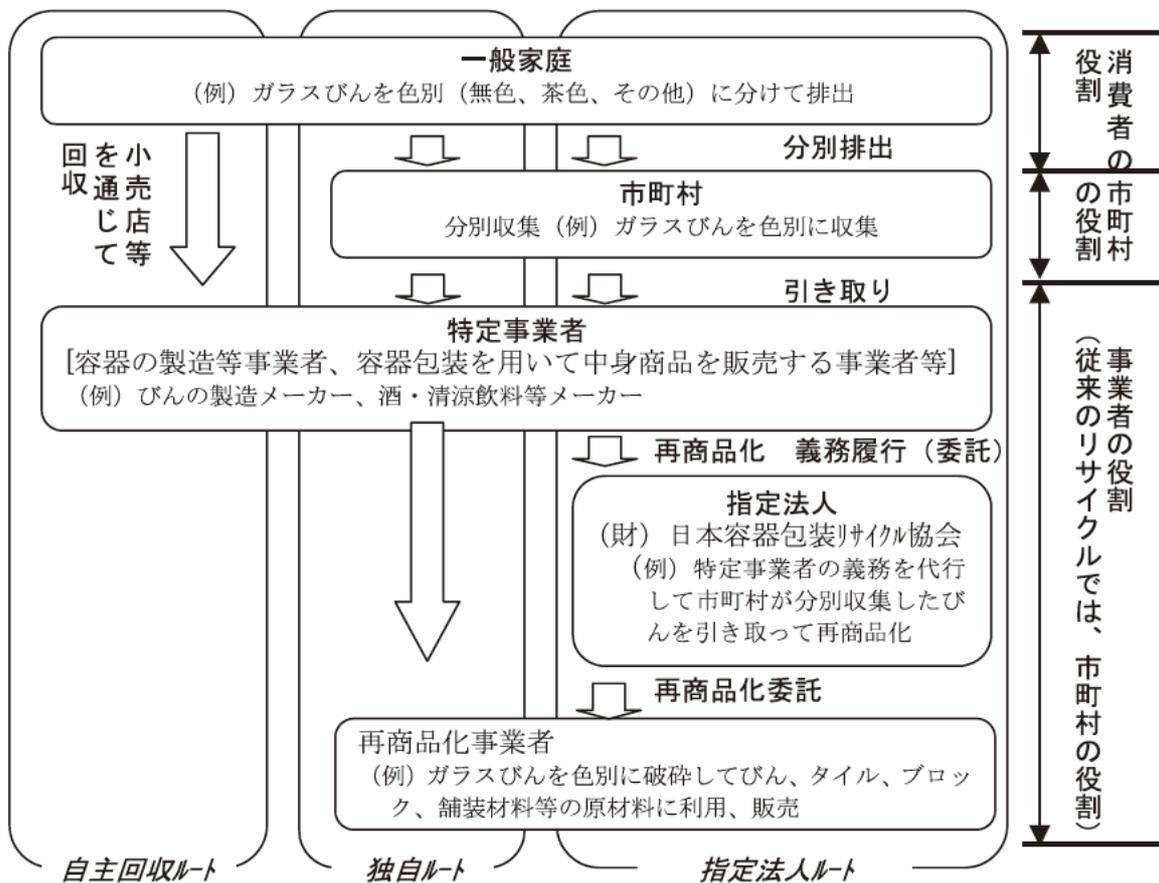
この容器包装ごみについては、容器包装リサイクル法が平成7年に制定されています。容器包装リサイクル法は、事業者・市町村・住民の適切な役割分担のもとで容器包装ごみの資源としての有効利用を進めるとともに、廃棄物の減量を図ることを目的としており、関係者から、費用負担や入札方式などに係る問題点、リターナブルびんの普及促進等の課題が指摘されていますが、法の施行に伴う関係行政機関による総合的な取組の推進が一定の効果을上げています。三重県では、

年々分別収集への取組市町村数が増え、分別収集量も増加の傾向にあるものの、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、容器包装リサイクル法の対象となったのが平成12年度からということもあり、ガラスびん、ペットボトル等の容器包装と比較して、分別収集実施市町村数の割合は未だ低い水準にとどまっています。

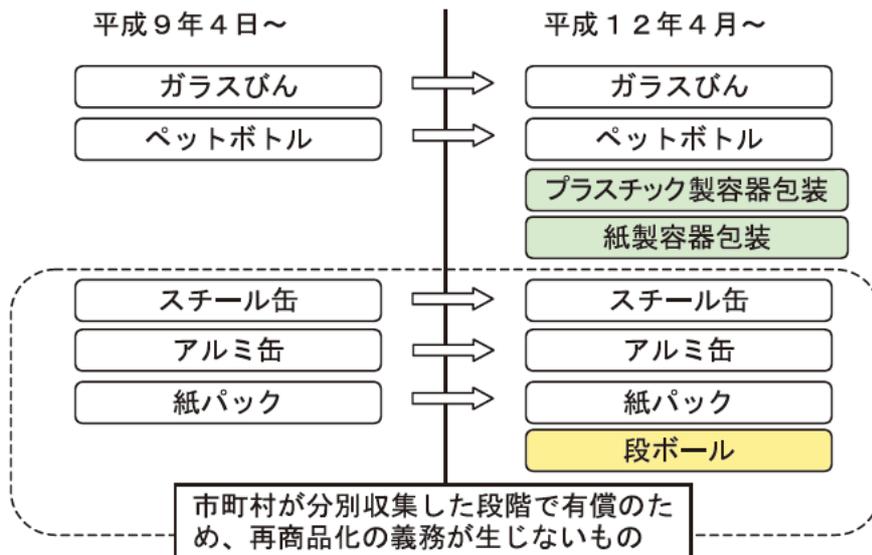
こうしたことから、容器包装ごみの減量・再資源化については、容器包装リサイクル法に基づくごみの分別収集、再資源化の推進といった取組を積極的に進めるとともに、コストの削減等に向け収集・運搬体制を見直すなど容器包装ごみ処理のシステムの効率性を一層高めていく必要があります。

また、現在国において法律の見直し作業が進められていますが、問題点等の改善などに向け市町村における容器包装ごみ処理コストの把握等連携した取組が求められます。

《容器包装リサイクル法の仕組み》



《対象容器包装の追加》



(容器包装そのものの減量化推進)

このほか、容器包装ごみについては、流通・販売段階における過剰な容器や包装を省くことが非常に重要です。また、容器や包装自体は省けなくても、「容器や包装の量（重量・容積）を減らす」など、できるかぎり容器包装ごみが少なくなるよう容器や包装の製造段階における配慮が求められます。このような観点から、事業者においては、容器包装の削減、簡素化などを主体的に進める必要があります。また、消費者も積極的に、容器包装ごみのでない商品や容器包装の簡素な商品を購入するとか、量り売りなど容器包装ごみの出にくいサービスを利用するなど、容器包装ごみの減量化に配慮する事業者を後押しする必要があります。

## (5) 生ごみの再資源化

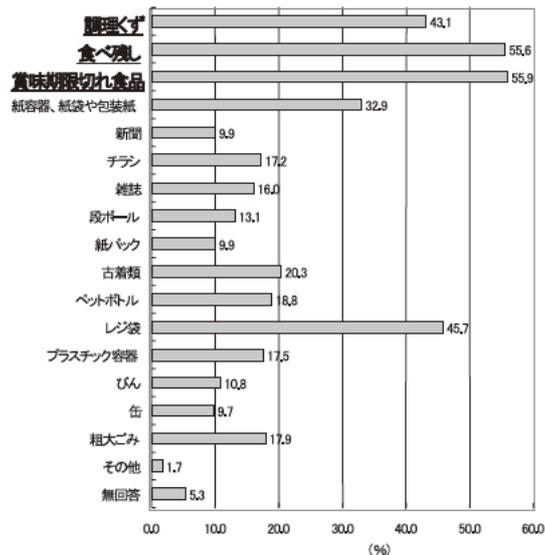
### (生ごみを取り巻く現状)

県内ごみ組成分析調査の結果では、家庭系ごみに占める生ごみの割合は、重量比で46.7%、容積比で18.8%となっています。また、平成13年度における三重県の焼却ごみ量のうち約3割を占めており、プラスチックごみや紙ごみ同様その発生・排出抑制、再資源化は大きな課題です。

また、「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査によれば、暮らしの工夫により家庭で減らせるごみとして、回答者の半数以上が“生ごみ”を挙げています。実際、生ごみ処理機等の購入助成を行っている市町村も多く(実績ベースで県内市町村の約1/3)、当該助成を受けて、家庭で生ごみの減量化、コンポスト化に取り組んでいる方も相当数います。

このように、生ごみについては、県民の意識や関心も高く、そのことを効果的に実践活動につなげていく必要があります。

●今後、あなたが、暮らしの工夫によって「家庭から出る量を減らせる」と思えるものはどれですか？



### (取組の課題)

こうした中、プラスチックごみや紙ごみについては、その大部分を占める容器包装類の再生利用等を進めるための法律が定められていますが、生ごみについては、食品関連事業者の排出する生ごみ等の再生利用を進める食品リサイクル法が制定されてはいるものの、家庭系生ごみの減量化等を促進するための法制度的な枠組みは今のところありません。

一方、地域において市町村や地域住民、NPO等が主体となり、衣装ケース方式での生ごみ堆肥化などの取組が積極的に進められています。しかし、堆肥化施設の整備やその用地の確保、堆肥の品質管理や需要喚起、生ごみの分別精度の向上などの問題から、ごみ減量化やコスト削減に大きな成果を上げるまでには至っていないのが実情です。また、事業運営が比較的良好なケースにおいても、対象が市町村内の一部地域に留まっている、協力者・参加者が限られているなどの課題を抱えています。また、地域においては、今後増えるであろう高齢者の活力や遊休農地等の有効利用を進めることも課題となっています。

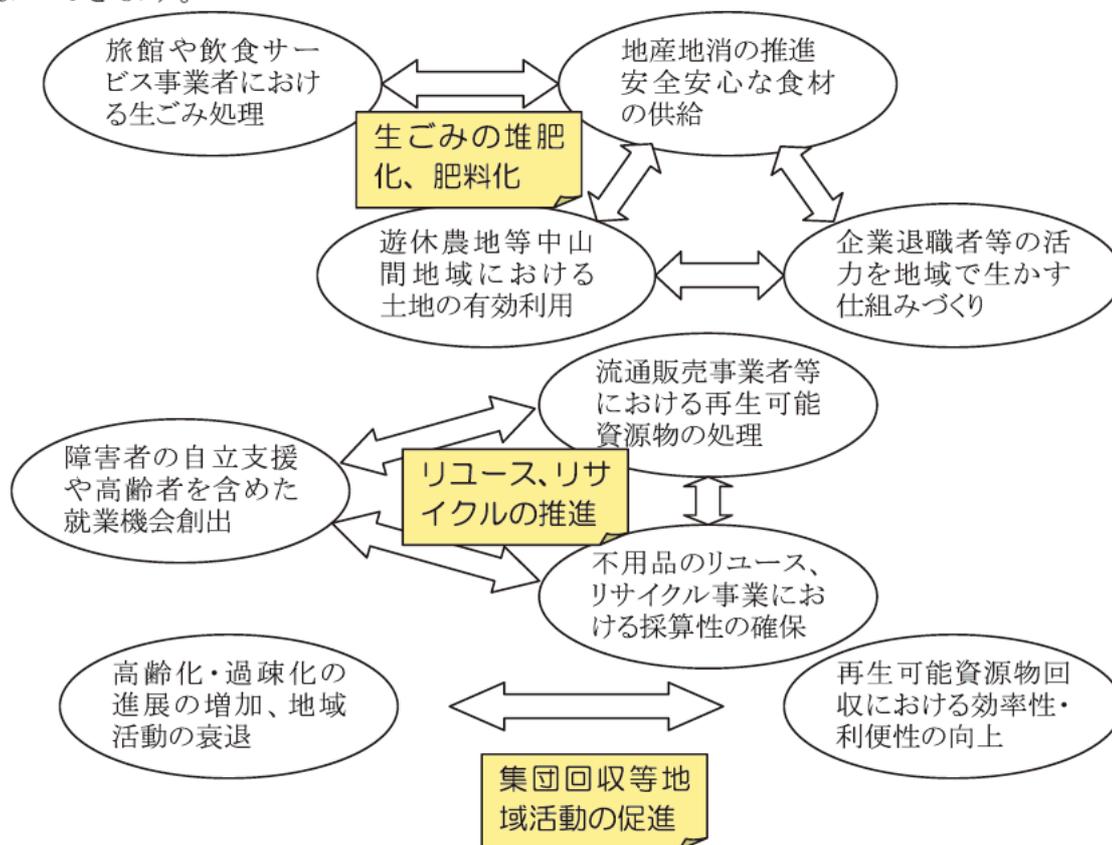
このため、生ごみ堆肥化事業の広域的な展開や継続性の確保に向けて、より効果的・効率的で持続可能な生ごみの再資源化システムを構築する必要があります。その際、できた堆肥等の需要を確保するため、事業の計画段階から農家や農林水産関係団体の参画を得て、連携しながら取り組むことが重要です。

また、住民が無理なく参画できる、或いは、参画することによりメリットが生じるような仕組みとすることが重要です。

### (6) 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

ごみ減量化の取組については、企業や住民、NPOなど民間の主体の活力を生かす視点も重要です。しかし、現状ではこうした取組はまだまだ地域に根付いていません。その理由としては、取組の担い手となりうる各主体のニーズの充足や地域の課題解決の手法とごみ減量化の活動が結びついていないこと、活動の安定性、継続性が十分確保できないことなどがあると考えられます。

これからのごみ減量化の取組については、地産地消の推進や障害者の自立支援や高齢者を含めた就業機会の創出、定年退職者等の地域での活動の場づくり、コミュニティの再生など、地域社会のニーズや課題等とマッチングさせるとともに、ビジネスの観点から取り組むなど活動の継続性を向上させることが非常に重要となってきます。



既に、県内でも地域産業の振興や障害者福祉の向上、地域活性化等とタイアップした先進的なごみ減量化の取組が展開されています。

《地域産業：戸田家の事例》

観光旅館が、事業活動で発生する生ごみを原材料として、農作物の肥料及び養殖魚の飼料を製造し、地域の農水産業において活用する取組。

《福祉対策：みどりの家の事例》

心身障害者福祉作業所と大型スーパーが連携し、リサイクルショップの運営や店頭回収した再生可能資源のリサイクル等の事業を実施する取組。

《地域づくり：飯高町七日市環境美化推進協議会の事例》

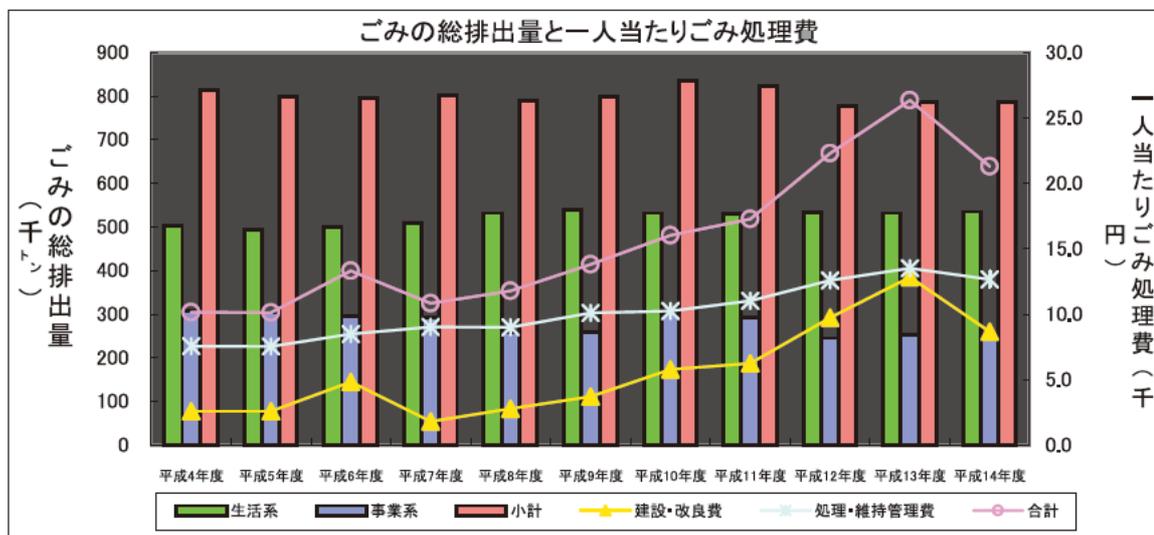
地域美化活動を通じた地域づくりを目的とする地域団体が、町の推進する家庭系生ごみ堆肥化事業に協力するとともに、できた堆肥を地域活性化に生かす取組。

また、こうした取組を進めるにあたっては、地域内の物流ネットワークなど既存の経済社会の仕組みや地域通貨など地域づくりのための新たなツールを生かすことが効果的です。

## (7) 公正で効率的なごみ処理システムの構築

### (ごみ処理システムを取り巻く現状)

市町村のごみ処理事業に要する経費については、平成4年度以降増加傾向にあり、平成14年度の年間県民一人当たり費用は約21,000円、平成14年度の市町村歳出決算総額に対する割合は県全体で約6%となっています。今後、人口減少や高齢化等が進む中で、市町村の財政運営はますます厳しくなることが予想され、ごみ処理経費の削減が求められてきます。また、市町村のごみ処理事業については、循環型社会の構築といった地域課題と相俟って県民の関心が高まってきており、ごみ処理における各主体の役割分担や費用負担の面からも住民の理解と協力が得られるような事業の仕組みが求められてきます。こうしたことから、住民や事業者等との相互理解や連携を深める中で、市町村においてより公正で効率的なごみ処理システムを構築することが不可欠となっています。



### (システムの公正さの確保)

システムの公正さについて、例えば、家庭ごみ有料化制度がごみ行政における大きな政策テーマとなっていますが、それに関しては「税金の2重取りではないか」といった意見が出されることもあります。ごみ処理費用を税金で全て賄う今の仕組みは“平等”かもしれませんが、ごみを努力して減らしている人も無関心で多量のごみを出す人も同じ負担となるなど、“公正”を欠く面があると言えます。今後は、「ごみを多く出す人がより多くの費用を負担する」仕組みなど、“公正”かどうかという観点からごみ処理システムを構築していく必要があります。

### 《「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より》

●ごみ有料化に対する賛否（出したごみの量に応じて、多く出した者が多く負担するごみの有料化についてどう思いますか？）

選択肢	件数	割合(%)
1 賛成	1064	27.7
2 どちらかという賛成	1460	38.1
3 どちらかという反対	653	17.0
4 反対	400	10.4
無回答	258	6.9
<b>全体</b>	<b>3835</b>	<b>100.0</b>

同時に、有料化など住民生活に大きな影響を与える施策の導入に関する意思決定にあたって、住民に対して必要な情報をどれだけの確に提供し、合意形成をどのように進めるかということも非常に重要です。

例えば、市町村が有料化を政策テーマとすることで、今までごみに全く関心がなかった住民が関心を持ち、地域での議論が活発化することもあります。それ自体大きな成果です。新たな施策・制度の内容と併せてそれらを導入することによる住民のメリット・デメリット、さらには収入の使い道などについて、きちんと説明することが必要です。

#### (システムの効率性の向上)

また、市町村のごみ処理システムについては、“公正”であることに加えて、“効率性”を高めることが求められます。公正であれば、そのことで直ちに最適なシステムとなるとは限りません。ごみの処理は、個人の意識やライフスタイル、企業の経済活動の変化等に直接受ける影響が大きく、十分に先を見越して議論を尽くしたとしても結果的に、費用対効果の低いシステム、住民等に余分な負担を強いるシステムとなってしまう可能性があります。

例えば、再生可能資源物については、多くの地域で、市町村の収集ルートと個々の事業者の処理ルートという2つのリサイクルシステムが共存していますが、市町村が再生可能資源物をごみとして集めるよりも、住民（排出者）と事業者（生産者）の間で循環させることがより効率的、経済的である可能性があります。そのためどのような制度設計が良いのか考えることが重要です。

このため、地域団体による集団回収など既存の仕組みの活用や、事業者やNPO等による新たな拠点回収システムの構築などを進めるとともに、行政は県民に対して、こうした仕組みがもたらすコスト削減などの効果等をもっとPRしていく必要があります。

#### (情報の多面的な把握と発信)

システムの公正さや効率性を高めていくためには、まず、現在のごみ処理システムに関する情報を多面的に把握することが重要です。

例えば、廃棄物会計やLCA等の手法を用いて、コストや環境負荷、エネルギー消費、費用負担のあり方などの観点から現在のごみ処理システムを評価するとともに、県内のベストプラクティスを地域間で共有し積極的に取り入れ、より公正で効率的なシステムへの転換につなげていく必要があります。

また、近年は、ごみ問題に関する住民の意識も高まっており、分別したごみがどう再利用・処分されているか、そのための費用はどれくらいか、環境に与える影響はどうかといった点についても、積極的に情報発信することが求められています。

このため、市町村のごみ処理事業について、情報発信の内容や媒体、機会を充実させるなど、住民からよく見える仕組みとする必要があります。

## (8) ごみ行政への県民参画と協働の推進

### (県民参画等の推進)

住民や事業者は、ごみの発生・排出の抑制、分別の徹底、再利用を進めるとともに、行政のごみ減量化施策等に協力する責務があります。また、市町村は、法律の規定により、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有し、一般廃棄物処理計画を定めて区域内の一般廃棄物の処理を行うこととされています。

このことから、ごみゼロ社会の実現のためにはまず、住民、事業者、行政それぞれが、自らの役割を認識し、できること、やらなければならないことに自発的、主体的に取り組むことが不可欠ですが、住民や事業者のごみ減量化活動の方向やその効果が、市町村のごみ処理システムにより大きく左右されるということも否めない現実です。一方、市町村も、住民や事業者の理解と協力がなければ、ごみ行政を効率的、効果的に運営することができません。

そこで、住民や事業者が、ごみを自らの問題と捉え、市町村とともにごみ政策のあり方や具体的なごみ減量化方策について考えるなど、ごみ行政に参画することが不可欠であると考えられるようになってきました。

また、地域におけるごみ問題の解決のための取組について、行政主導で進めるのではなく、県民と行政が各々の特性や能力に応じて適切に役割分担しながら、自主的・自発的にごみ減量化活動などに取り組むことが重要となってきました。

このため今後は、ごみ行政への県民参画やごみ行政における県民との協働（以下「県民参画等」といいます。）を積極的に推進していく必要があります。

### 《「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より》

- ごみゼロ社会実現プランづくりへの県民参加の必要性（プラン作りには、できるだけ多くの県民が参加することが必要だと思いますか？）

	選択肢	件数	割合(%)
1	とてもそう思う	1925	50.2
2	少しそう思う	1369	35.7
3	あまりそうは思わない	329	8.6
4	全くそうは思わない	35	0.9
	無回答	177	4.6
	<b>全体</b>	<b>3835</b>	<b>100.0</b>

### (プランニングにおける県民参画等)

県民参画等には大きく2つのかたちがあります。まず、ごみ行政のプランニングの段階における県民参画等です。ごみ行政の基本となる計画づくりや施策等の企画立案の過程に県民が参画し、行政と協働していく必要があります。

その際、県民参画等が実質的なものとなるためには、県民に対する啓発や環境学習・環境教育、より具体的で分かりやすい情報提供が不可欠です。特に、ごみの再資源化のためのコストや環境に与える影響、住民主体のリサイクル活動なども含めた、ごみ処理に関する総合的な情報の提供が望まれます。一方、県民参画等そのものが、非常に効果的な啓発、環境学習等の機会となります。例えば、県民がごみ処理計画づくりに参画することは、ごみの減量化や分別の環境保全における必要性、そのための方策などを学ぶことにもつながり、消費者としての意識

の改革にもつながっていきます。

また、県民参画等の効果をより高めるため、住民、事業者、行政が、それぞれの持つ資源（人材・ノウハウ・資金・ネットワーク等）を積極的に持ち寄り、取組の成果を共有しながら連携・協働していくことが不可欠です。このため、三者が一体となって計画の推進組織などを立ち上げ、計画等の推進に関して一定の役割（責任）を担うとともに、県民参画等の裾野を広げる取組などを積極的に展開していく必要があります。

#### （実行段階における県民参画等）

もう一つの県民参画等のかたちは、ごみ行政の実行段階における県民参画等です。計画の推進や施策等の実施にあたり、県民が、ごみの分別排出などできることは率先して取り組む、行政の施策に協力するなど、自らの役割をきちんと果たすとともに、ボランティアやNPO・地域団体として、行政と協働していく必要があります。

また、リサイクル施設等の運営や維持管理、環境学習・PR・啓発事業等の企画・実施、分別等ごみ排出ルールの指導徹底といった市町村の施策において、住民、事業者をはじめ、地域団体やNPO、ボランティアとの協働を推進していく必要があります。

さらに、NPO活動等県民主体の取組を発展させるため、地域でごみの減量化等に取り組む住民、事業者、NPO等が、取組における連携・協働を深めていくことにより、ネットワークの拡大やそれぞれの活動の発展につなげていくことがとても大切です。

このため、そうした個人や組織に対する交流の場づくりや協働の働きかけが求められます。また、自分たちの活動が地域社会の役に立っているというような達成感を感じることができる仕組みも必要です。

## (9) ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

### (自発的・主体的に行動する人づくり)

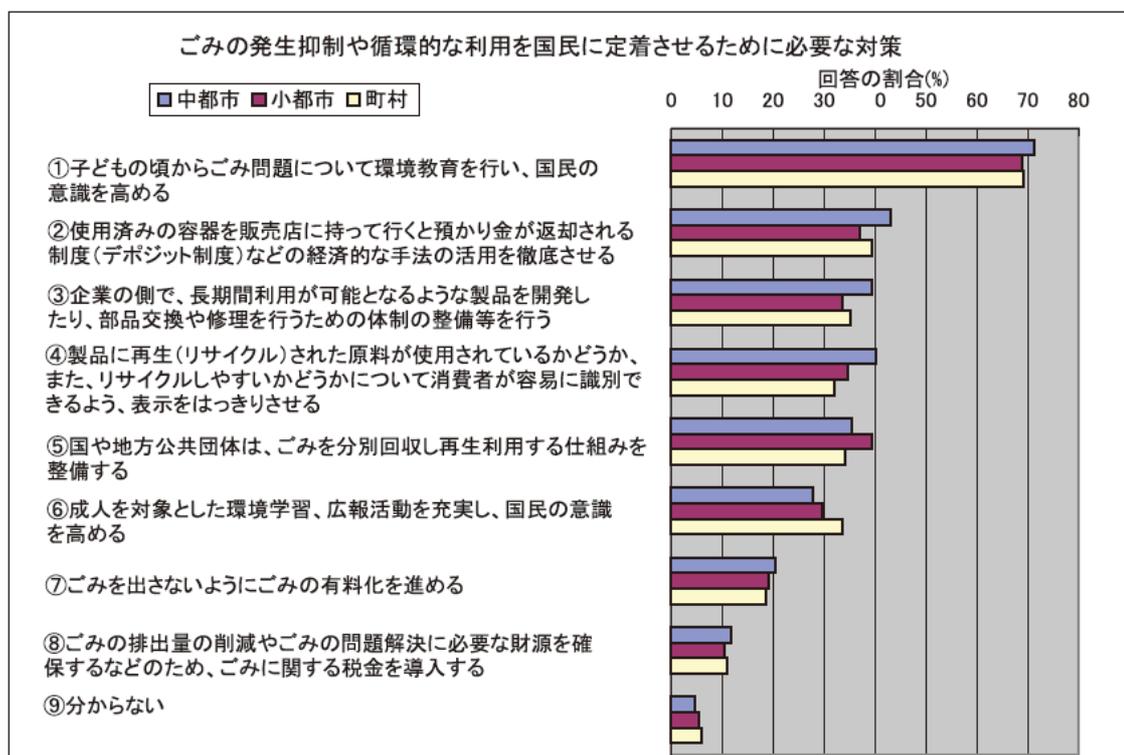
循環型社会形成推進基本法においては、国民について、製品等の消費者として、また、ごみの排出者として、ごみの発生抑制や循環利用に努めるなど、その責務が明らかにされています。事業者については、ごみの排出者として原材料等がごみとなることを抑制するなどの責務が、また、製品、容器等の製造、販売等を行う事業者として製品等の耐久性の向上や再生部品としての利用などにより、ごみの発生を抑制し、循環利用を促進するなどの責務が明確に定められています。

ごみゼロ社会の実現のためには、県民一人ひとりが法律の規定に基づき、責任を持って行動していくことが不可欠です。しかし、そのためには、こうした県民の責務を啓発するだけでなく、さまざまな観点から取組を進めていく必要があります。

例えば、住民や事業者は、ごみ問題の当事者であるという意識を持ち、ライフスタイルを利便性指向から環境配慮指向へ、事業活動を経済優先型から経済と環境の両立型へと転換することが必要です。実際、ごみの量を減らす、資源として有効利用する、或いは、ごみ処理のコストを下げるということに関しては、私たち一人ひとり、或いは、個々の事業者の環境に配慮した行動の積み重ねがとても大切です。個人がライフスタイルや意識を、企業が生産スタイルを少し変えるだけで、ごみ減量化が大きく進むこともあれば、簡単に後退してしまうこともあります。

こうしたことから、ごみを自らの問題と捉え自発的に行動する人づくり、地域の課題を解決しようと主体的に行動する人づくりを進める必要があります。また、地域のごみ問題は地域で考え、地域のビジョンの実現に向け各主体が協働していくための人材、絆を育てる必要があります。

### 《循環型社会の形成に関する世論調査（平成13年7月）報告概要より》



### (環境学習・教育の内容の充実)

そのためには、環境学習や環境教育について創意工夫を重ね内容を充実させていくことが求められます。

ごみ問題は、自分の生活との関わりの中で理解しないと、いくら学習してもごみ問題を自分のこととして考えられませんし、価値観も変わりません。このため、体験や実践といった視点が重要です。例えば、今の子供たちは、質的に豊かな生活や環境配慮型のライフスタイルといっても、体験したことがなくイメージもできないことから、例えば、20年後のライフスタイルをある程度まとまった期間の中で体験させるプログラムの実施なども考えられます。また、学校における環境教育についても、環境教育プログラムの充実を図ったり、リユースやリサイクルの視点を授業に取り入れたりすることでも大いに意味があります。さらに、地域住民やNPOが環境教育プログラムを実施するような取組も大切です。

### (子どもの頃からの家庭や地域における環境学習・教育の推進)

また、環境学習・教育については、学校はもとより家庭や地域における子どもの頃からの環境学習・教育がとても大切です。まず、「物は大切に使う」「食べ物を粗末にしない」「他人に迷惑をかけない」「社会のルールを守る」など、難しいことでなく「あたりまえのことを、あたりまえにする」ことが大切です。これは、大人にも子どもにも言えることであり、全ての県民がこのような意識を持って行動するとともに、人材育成を学校だけに任せるのではなく、家庭や職場も含め地域社会全体でこうした価値観を大切にすることを進める必要があります。また、「ごみを出さないで!」という直接的な啓発だけではなく、日本人が持っていた“ものを大切に長く使う文化”を再認識させるような教育も必要です。例えば、「もったいない」という言葉がありますが、物を大切に長持ちさせて使う、無駄をなくすという行為につながる「もったいない」の精神を大切に、それを家庭や地域で子どもたちに伝えていくことは、ごみゼロ社会実現のために誰もができる最も重要なことのひとつです。さらに、地域でのこうした活動を活性化するためのネットワークづくりなども重要です。

さらに、子どもの頃の教育だけではなくその後の成長過程のさまざまな段階で、中学生でも高校生でも大人になっても環境学習や環境教育は必要です。また、単発的ではなく、継続的に進めることが大切です。

このため、それぞれの年代に応じた環境学習・教育のプログラムの開発などが求められます。

### (地域の人材を生かす仕組みづくり)

一方、人材育成を進めても、地域でそうした人たちが十分生かされていないという現状があります。このため、育成した人材の地域での受け皿の確保や活動のサポートが重要です。

現在、三重県環境学習情報センターでは、「環境学習の拠点」として様々な取組を実施していますが、環境学習等の対象の拡大やプログラムの充実といった課

題に対処していくことが求められています。このためセンターの機能の強化と事業の充実を進める必要があります。

また、ごみゼロの取組を核とした地域のネットワークを広げていくことも大切です。このため、こどもエコクラブなど地域とのネットワークを持つ既存の組織と連携・協働を積極的に進めていく必要があります。

